

岐阜県公報

第二千八百四十六号
平成二十九年五月十二日

(金曜日)

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

○開発行為の工事の完了

(商業・金融課) 三〇一
(建築指導課) 三〇二

目次

規則

- 岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- 違法駐車車両の移動、保管、公示その他の措置を講じた場合の負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

(防災課) 二九四^{ページ}

(交通指導課) 二九五

公安委員会規則

- 指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行った場合の負担金の額を定める規則を廃止する規則

(交通指導課) 二九五

告示

- 包括外部監査契約の締結
- 医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定
- 指定医療機関の廃止の届出
- 指定医療機関の名称の変更の届出
- 指定介護機関の廃止の届出
- 指定介護機関の名称等の変更の届出
- 林業用種苗生産事業者の変更の届出

(行政管理課) 二九五

(地域福祉課) 二九六

(同) 二九六

(同) 二九六

(同) 二九七

(同) 二九七

(森林整備課) 二九九

訓令

- 岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課) 二九九

公示

- 落札者等に関する公示
- 登録販売者試験の実施

(広報課) 三〇〇

(業務水道課) 三〇〇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十九年五月十二日

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則（昭和三十五年岐阜県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一一第一号（二）中「又は天幕の設営」を「天幕の設営その他の適切な方法」に改め、同号（三）中「次の額の範囲内」を「一人一日につき三百二十円以内」に改め、同号（三）ただし書を削り、同号（三）（一）及び（二）を削り、同号中（四）を（六）とし、（三）の次に次のように加える。

（四）福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合、（三）に規定する金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

（五）避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

別表第一一第二号を次のように改める。

2 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて建設し、及び供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げ、及び供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）、その他適切な方法により供与するものとする。

（一）建設型仮設住宅

（1）設置に当たっては、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用す

ることが困難な場合は、民有地を利用することができる。

（2）一戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、五百五十一万六千円以内とする。

（3）同一敷地内又は近接する地域内に設置した戸数がおおむね五十以上である場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとする。ただし、設置した戸数が五十未満である場合においても、当該戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。

（4）福祉仮設住宅（老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置することができる。

（5）災害発生の日から二十日以内に建築に着手するものとする。

（6）供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

（7）供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

（二）借上型仮設住宅

（1）一戸当たりの規模は世帯の人数に応じて（一）（2）に規定する規模に準ずるものとし、その借上げのために支出できる費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、その額は地域の実情に応じたものとする。

（2）災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、及び提供するものとする。

（3）供与期間は、（一）（6）に規定する期間とする。

別表第二一第一号（一）中「床上浸水等により」を「床上浸水その他災害により現に」に改め、同号（三）中「千百十円」を「千百三十円」に改め、同号中（四）を削り、（五）を（四）とし、同表第三一第一号中「たい積等」を「堆積等」に、「き損し」を「毀損等により使用することができず」に改め、同表第三三第三号中「額の範囲内」を「表に掲げる額以内」に改め、同号（一）の表夏季（四月から九月まで）の項中「五三、〇〇〇円」を「五二、九〇〇円」に改め、同表冬季（十月から三月まで）の項中「五五、〇〇〇円」を「五四、九〇〇円」

に、「六四、三〇〇円」を「六四、二〇〇円」に、「八〇、九〇〇円」を「八〇、八〇〇円」に改め、別表第一六第二号中「五十七万六千円」を「五十七万四千円」に改め、同表七第三号中「の範囲内の額」を「に掲げる額以内」に改め、同表八第一号中「により学用品を亡失し、又はき損したため」を「による亡失、毀損等により学用品を使用することができず、」に改め、同表八第三号中「の額の範囲内」を「に掲げる額以内」に改め、同号(二)中「小学校児童」を「小学校の児童」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「中学校生徒」を「中学校の生徒」に、「四、六〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「高等学校等生徒」を「高等学校等の生徒」に、「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に改め、同表九第三号中「二十一万四千円」を「二十一万二千円」に、「十六万八千三百円」を「十六万八千円」に改め、同表十一第二号中「一世帯当たり十三万四千八百円」を「一の市町村内において行つた障害物の除去に要した費用の一世帯当たりの平均額が十三万五千円」に改め、同表十二第一号(一)中「被災者の避難」の下に「に係る支援」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

違法駐車車両の移動、保管、公示その他の措置を講じた場合の負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十一号

違法駐車車両の移動、保管、公示その他の措置を講じた場合の負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動、保管、公示その他の措置を講じた場合の負担金の額を定める規則(昭和四十八年岐阜県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

違法駐車車両の移動若しくは保管又は保管車両に係る公示をした場合の負担金の額を定める規則

本則中「第五十一条第二項、第六項、第八項又は第九項」を「第五十一条第二項、第

三項、第五項、第六項又は第九項」に、「保管、公示その他の措置を講じた」を「若しくは保管又は保管車両に係る公示をした」に、「第五十一条第十七項」を「第五十一条第十五項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行つた場合の負担金の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十九年五月十二日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

岐阜県公安委員会規則第五号

指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行つた場合の負担金の額を定める規則を廃止する規則

指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行つた場合の負担金の額を定める規則(昭和六十二年岐阜県公安委員会規則第五号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定に

より次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十九年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 契約の始期 平成二十九年四月一日

二 費用の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額

三 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払（ただし、必要に応じて前金払をする。）

四 契約の相手方 住所 岐阜市熊野町二二番地一

氏名 豊田 裕一
資格 公認会計士

岐阜県告示第二百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しみず整形外科リハビリクリニック	羽島郡岐南町上印食五一〇八一	平成二九・四・一
いのうえ整形外科	羽島市江吉良町九三八一	同
山田記念クリニック	各務原市鵜沼東町五―三九―二	同

さくらデンタルクリニック 各務原市鵜沼三ツ池町二―二四二― 同

V・drug 羽島南薬 羽島市江吉良町九三八 同

岐阜県告示第二百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山田 整形外科	各務原市鵜沼東町五―三九―	平成二九・三・三一
さこう 歯科	加茂郡八百津町八百津四二六五―	平成二九・三・三
アカツカ薬局	羽島郡笠松町田代四四六―	平成二九・一・一〇

岐阜県告示第二百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 名 称	キョーワ薬局 北 本巣郡北方町加茂字野田四七四一	平成二九・三・一
旧 名 称	コスモ調剤薬局 北方店	

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百七十五号

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃 止 年 月 日

あ さ ひ 薬 局

岐阜県高山市朝日町万石二二五番地一

有 限 会 社

福 田 堂

平成二九・三・三一

あ さ ひ 薬 局

岐阜県高山市朝日町万石二二五番地一

有 限 会 社

福 田 堂

平成二九・三・三一

岐阜県告示第二百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変 更 年 月 日

新 ゆたかケアプランセン ター中川 旧 ゆたかケアプランセン ター楽田 新 岐阜県大垣市中川 町一丁目一〇五三 番地三 旧 岐阜県大垣市楽田 町二丁目一〇番地 ボスールメゾ ン一F 居宅介護 支援事業 株式会社ユタカメディカシ ステムズ 岐阜県大垣市林町一〇 丁目一三三九番地一 平成二六・三・一	Kライン・ケアセンター多 治見 岐阜県多治見市喜多町 四丁目四九番地 通所介護 新 Kラインケア株式会社 株式会社ラ・テール 旧 Kラインケア株式会社 株式会社ラ・テール 新 愛知県丹羽郡大口 町高橋二丁目一八 五番地 旧 岐阜県各務原市川 島小網町二一四四 番地三六 平成二九・四・一	Kライン・ケアセンター可 児 岐阜県可児市広見一八 六六番地二 通所介護 新 Kラインケア株式会社 株式会社ラ・テール 旧 Kラインケア株式会社 株式会社ラ・テール 新 愛知県丹羽郡大口 町高橋二丁目一八 五番地 旧 岐阜県各務原市川 島小網町二一四四 番地三六 平成二九・四・一	Kライン・ケアセンター可 児 岐阜県可児市広見一八 六六番地二 介護予防 通所介護 新 Kラインケア株式会社 株式会社ラ・テール 旧 Kラインケア株式会社 株式会社ラ・テール 新 愛知県丹羽郡大口 町高橋二丁目一八 五番地 旧 岐阜県各務原市川 島小網町二一四四 番地三六 平成二九・四・一	Kライン・ケアセンター岐 阜ぶらす 岐阜県多治見市北丘町 七丁目六番地七四 通所介護 新 Kラインケア株式会社 株式会社ラ・テール 旧 Kラインケア株式会社 株式会社ラ・テール 新 愛知県丹羽郡大口 町高橋二丁目一八 五番地 旧 岐阜県各務原市川 島小網町二一四四 番地三六 平成二九・四・一	Kライン・ケアセンター岐 阜ぶらす 岐阜県多治見市北丘町 七丁目六番地七四 介護予防 通所介護 新 Kラインケア株式会社 株式会社ラ・テール 旧 Kラインケア株式会社 株式会社ラ・テール 新 愛知県丹羽郡大口 町高橋二丁目一八 五番地 旧 岐阜県各務原市川 島小網町二一四四 番地三六 平成二九・四・一
--	---	--	---	--	---

岐阜県告示第二百七十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者から変更があつた旨の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

平成二十九年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

変更した事項		
(変更前) 生産事業者及び事業所の名称	(変更後) 生産事業者及び事業所の名称	変更年月日
(変更前) 生産事業者の住所及び事業所の所在地	(変更後) 生産事業者の住所及び事業所の所在地	
一九一七 岐阜市八代三丁目二六番一〇号	株式会社遠藤造林 岐阜市八代二丁目七番一九号	平成二十九年三月二十三日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十五号

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 事 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第一項中「第二十四条の第三第一項（施行令）」の下に「第二十四条の四の二及び」を加え、「第二十四条の四第一項」を「第二十四条の四第二項（施行令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第二十四条の四第五項」を「第二十四条の四第七項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項」に改め、「の承認」を削り、「却下」の下に「の処分」を加え、同条第三項中「第二十四条の四第三項」を「第二十四条の四第五項（施行令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）」に改め、「取消し」の下に「指定の取消し」を加える。

第九十五条第一項第二号中「第二十四条の四第六項」を「第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項」に改め、「の承認」を削り、「又は指定に係る月数の変更」を「若しくは変更の処分」に改め、「画」の下に「又は法人の事業税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出があつた画」を加える。

別記第百九十号様式中「の延長について」を「について」に、
「その延長の処分を取り消しました。」の下記のとおり指定に

り消しました。
「延長の処分を取り消しました。」
「又、月数の指定を取り消しました。」
「又は変更」を「月数の指定の取消し又は指定に係る月数の変更」に改める。

「又、月数の指定を取り消しました。」
「又は変更」を「月数の指定の取消し又は指定に係る月数の変更」に改める。

「又は変更」を「月数の指定の取消し又は指定に係る月数の変更」に改める。

別記第百九十号様式中

- 1 提出期限を 月間延長する処分があつた。
- 2 指定に係る月数が 月間に変更された。
- 3 延長の処分が取り消された。
- 4 延長を取りやめる届出があつた。

提出期限に係る（延長の処分・延長の処分の取消し・変更の処分・延長の取りやめの届出）があつた。 変更の処分期限 年 月 日 従前の申告期限 年 月 日 新たな申告期限 年 月 日	1 特定役務の名称及び数量 県政広報テレビ・ラジオ番組の制作・放送委託業務一式 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当 4 契約の相手方を決定した日 平成29年4月1日 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町二丁目52番地 株式会社岐阜放送
提出期限に係る（延長の処分・延長の取りやめの届出）があつた。 提出期限 年 月 日 月数を 月間に変更した。 を取り消した。 やめる届出があつた。	代表取締役社長 森田 順子 6 契約金額 42,781,620円 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 (1) 部署の名称 岐阜県広報課 (2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号
提出期限に係る（延長の処分・延長の取りやめの届出）があつた。 提出期限 年 月 日 月数を 月間に変更した。 を取り消した。 やめる届出があつた。	登録販売者試験の実施 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の四第二項の規定により公示する。 平成二十九年五月十二日 岐阜県知事 古 田 肇
提出期限に係る（延長の処分・延長の取りやめの届出）があつた。 提出期限 年 月 日 月数を 月間に変更した。 を取り消した。 やめる届出があつた。	試験の日時 平成二十九年九月六日（水）午後零時三十分から午後五時十五分まで 試験の場所 大垣市北方町五丁目五〇番地 岐阜経済大学 試験科目 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識 2 人体の働きと医薬品 3 主な医薬品とその作用 4 薬事に関する法規と制度
提出期限に係る（延長の処分・延長の取りやめの届出）があつた。 提出期限 年 月 日 月数を 月間に変更した。 を取り消した。 やめる届出があつた。	岐阜県知事 古 田 肇

5 医薬品の適正使用と安全対策 四 出願書類

- 1 受験願書（氏名の記載に当たっては、本人の署名によること。）
- 2 写真（出願前三箇月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

なお、受験願書等の書類は、県保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）及び岐阜県健康福祉部業務水道課で、平成二十九年五月十二日（金）から配布します。

五 受験手数料

一万五千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納入してください（消印しないこと。）。

六 願書受付期間

平成二十九年六月十二日（月）から同月二十三日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

七 願書受付場所

1 県保健所

2 岐阜県健康福祉部業務水道課

八 受験票の送付

受験者に対して、平成二十九年九月一日（金）までに岐阜県健康福祉部業務水道課から受験票を送付します。

九 合格発表

平成二十九年十月二十日（金）午前十時

試験合格者の受験番号を県庁及び県保健所の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに掲示するほか、合格者には合格証を送付します。

岐阜県庁ホームページ（業務水道課）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/ryo/yakujij/11224/touhansikenkekka27.html>

十 試験結果の提供

登録販売者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

登録販売者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

平成二十九年十月二十日（金）から同年十一月十七日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、平成二十九年十月二十日（金）にあつては、午前十時から午後五時十五分まで）

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階）及び県保健所の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 問合せ先

岐阜県健康福祉部業務水道課（電話〇五八―二七二―内線二五七八）

岐阜県保健所生活衛生課（電話・五八―三八―三〇三）

岐阜県保健所本巢・山県センター生活衛生課（電話・五八―二三―七二六九）

西濃保健所生活衛生課（電話・五八四―七三―内線二六八）

西濃保健所揖斐センター生活衛生課（電話・五八五―三三―内線二六二）

関保健所生活衛生課（電話・五七五―三三―内線三五七）

関保健所郡上センター生活衛生課（電話・五七五―六七―内線三五二）

可茂保健所生活衛生課（電話・五七四―二五―内線三七六）

東濃保健所生活衛生課（電話・五七二―三三―内線三五七）

恵那保健所生活衛生課（電話・五七三―二六―内線二五五）

飛騨保健所生活衛生課（電話・五七七―三三―内線三三二）

飛騨保健所下呂センター生活衛生課（電話・五七六―五二―内線三五四）

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年五月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・

金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年四月二十四日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン池田ショッピングセンター

揖斐郡池田町八幡字東光田一九七二番地一 外

四 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) BEX棟 午前六時～午後九時

(変更後) BEX棟 午前五時～午後十時

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年五月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年四月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ岐阜県庁前店

岐阜市今嶺二丁目五番一号 外

四 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 四〇台

(変更後) 四〇台（一五台、二五台）

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 八、四立方メートル

(変更後) 九、〇立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 二力所

(変更後) 三力所

○開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名

同 岐西建築第五三〇号の七 同 二八・ 三・一六	同 郡笠松町米野字西起八一番	道路	同	滋賀県湖南市下田一五二八―一 ファーストダイニング株式会社 代表取締役 谷 口 譲
同 岐西建築第五七号の六 同 二八・一二・二一 同 岐西建築第五七号 の三三 同 二九・ 二・一〇	同 郡笠松町長池字東流一六五番一 外一六番	道路	同	石川県白山市松本町二五二番地 株式会社 クスリのアオキ 代表取締役 青 木 宏 憲
同 岐西建築第二九号の六 同 二七・一一・二五	羽島郡岐南町伏屋七丁目一八番一、一 八番三及び一九番	道路	同	羽島郡岐南町若宮地一丁目九三番地一 株式会社岐阜バッテリー販売 代表取締役 平 野 浩 司
同 岐西建築第四六号の九 同 二八・一二・一三	瑞穂市本田字轟廻り一二二三番三、一 二三番一及び瑞穂市所管法定外公 共物(道路)	道路	同	瑞穂市森六五九番地の二 株式会社ハヤシハウジング 代表取締役 林 仁 美
同 岐西建築第五七号の 九 同 二八・一一・一四 同 岐西建築第五七号 の三一 同 二九・ 一・二六 同 岐西建築第五七号 の三七 同 二九・ 二・二七	同 市足近町五丁目五七九番一、五七 九番二の一部及び羽島市所管法定外公 共物(水路) (第一工区)	道路	同	岐阜市金岡町五番地 セントラル開発株式会社 代表取締役 岩 田 克 弘
同 岐西建築第三九号 の三二 同 二八・ 二・一七 同 岐西建築第五七号 の一七 同 二八・一二・一五	羽島市正木町南及五丁目二二七一番五 及び二二七一番六 羽島郡笠松町北及字川田二二七四番一 二二七五番一 (第二工区)	道路	開発登録簿 による	愛知県名古屋市中区栄五丁目二五番二五号 前田道路株式会社 中部支店 常務執行役員中部支店長 早 川 浩
同 岐西建築第五三三号の六 同 二八・ 九・ 一	安八郡神戸町大字丈六道字山王西二九 六番二外三四番	道路	同	安八郡神戸町大字神戸一―一―一 番地 神戸町土地開発公社

同岐阜西建築第五七号 の二八 同二九・二・一六				理事長 河 瀬 博 之
同岐阜西建築第五四号の四 同 二八・一〇・三一	同 郡安八町南今ヶ渚字中筋四五〇番 一、四五一番一、四五二番一及び四五 三番一	道路・下水 道	同	安八郡安八町大森四二四番地一 株式会社 ダイワ建設 代表取締役 梅 村 幸 二
同中建築第六〇号の二 平成二八・一〇・二五	関市下有知字富士東四〇五五番一外一 〇筆	道路	同	石川県白山市松本町二五二番地 株式会社 クスリのアオキ 代表取締役 青 木 宏 憲
同飛建築第四〇号 平成二九・三・二二	飛騨市古川町高野字朝開二三三番四、 二三五番一、二三六番一、二三六番三、 二三七番一、二三七番二、二四二番一 の一部、二四三番一及び二四四番一	その他（消 火栓）	同	福井県坂井市丸岡町下久米田三八字三三番 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤 永 賢 一

平成二十九年五月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁一
岐阜文芸社